

市第 30 号議案 興行場法施行条例の制定 説明資料

1 現行県条例の概要

興行場法に基づき、現在神奈川県条例で定められている基準は、次のとおりです。

- (1) 興行場の設置場所や構造設備に関する基準
- (2) 空気環境等の興行場における衛生上必要な基準

2 現行県条例からの主な変更事項

上記の現行県条例に対し、次の基準を削除しました。

削除した基準	理由
・ 客席の空中落下細菌数は、平板培養法で 30 個以内であること	・ 左記の方法は培養に 2 日かかり、タイムリーな監視指導に向かないこと ・ 現行県条例で規定されている浮遊粉じん量及びCO <sub>2</sub> 量は、測定時に即時に空気の清浄度が数値で分かり、これらを基に空気環境を判断できるため、この方法だけでも十分目的を達せられること